

各発注機関の長 様

農林水産部長
土 木 部 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止
措置の延長等について

このことについて、本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事及び業務の一時中止の対応等については、「新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に向けた工事等の一時中止措置等について」（令和2年2月28日付け農林水第219号・監第849号）等により、適切な対応をお願いしているところですが、今般、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から事務連絡がありました。

そこで、国の取扱いを踏まえ、本県における一時中止期間の延長等の取扱いを下記のとおり定めましたので、遺漏なく措置されるようお願いいたします。

記

1 一時中止の期間延長

最長で令和2年（2020年）3月31日までとする。

2 受注者への意向確認等

（1）既に一時中止措置を実施している工事及び業務

発注機関の監督員は、受注者に対して、一時中止の期間を最長で令和2年（2020年）3月31日まで延長できる旨を伝え、意向を再度確認する。その際、下請企業等の経営状況を踏まえたうえでの意向を確認すること。

そのうえで、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、約款に基づき、工事（又は業務）の一時中止の期間の変更を行う。

また、一時中止の延長を行った場合においては、約款の規定に基づき、必要に応じて請負代金額（又は業務委託料）の変更や工期（又は履行期間）の延長を行うなど、適切に対応する。

（2）一時中止措置を実施していない工事及び業務

受注者に対して、一時中止の期間延長について周知（別紙の送付等）し、受注者から申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして一時中止措置等を行う。

3 工事等の再開

令和2年（2020年）3月31日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事（又は業務）を再開することができることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

4 所管課への報告

上記2の（1）による一時中止の延長又は（2）による一時中止措置等を行った場合には、その旨を所管課（農林水産部にあつては農林水産政策課、土木部にあつては監理課）に報告すること。

5 その他

「新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に向けた工事等の一時中止措置等について」（令和2年2月28日付け農林水第219号・監第849号）の「2 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応」及び「3 一時中止措置等に伴う繰越等の措置」の取扱いに変更はない。

県発注工事及び業務の一時中止措置の期間延長について

2020.3.12

農林水産部・土木部

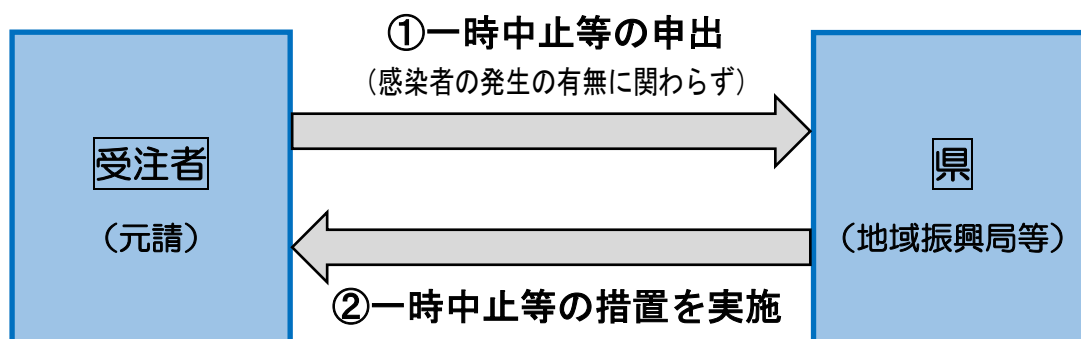
受注者の意向を尊重したうえで、

県が発注した工事、測量、設計等において、工事等の一時中止措置を実施

(2月28日から~~3月15日~~までの期間)

最長で3月31日まで延長可能とします

1 一時中止措置までの流れ



約款の規定に基づき、必要に応じて請負代金額（又は業務委託料）の変更や工期（又は履行期間）の延長を行う。

2 県発注工事等の一時中止措置等の状況

10件 （3月11日（水）17：00現在）

3 その他

上記1の取扱いについては、県内市町村に対しても周知済。